

伊勢湾・三河湾における湾外避難勧告

第四管区海上保安本部長から湾外避難及び入湾回避に関する勧告や注意情報が发出された場合、対象船舶は、台風の影響が少ない湾外等の安全な海域に避難して下さい。

1. 対象海域

伊勢湾（海上交通安全法適用海域）三河湾（知多湾を含む。）

2. 対象船舶

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く。）※	総トン数5万トン以上
液化ガスタンカー ※	総トン数2万5千トン以上
【対象外】 ① 定期航路を運航する内航船舶 ② 航行区域が「平水」「沿海」又は「限定近海」の船舶 ③ 乗客乗船中の客船又はフェリー（大型クルーズ船を含む。）	

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船

3. 伊勢湾（勧告）

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む。）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない伊勢湾外の海域へ避難して下さい。 ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航行を含む。）することができる船舶を除きます。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避して下さい。 ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航行を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶を除きます。

4. 三河湾（注意情報）

種類	内容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない三河湾外の海域へ避難して下さい。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除きます。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避して下さい。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難する船舶を除きます。

5. 錨泊自粛区域

三河湾を対象とする注意情報が発出されている間は、次の各点を結んだ区域内における錨泊を自粛して下さい。

ア点	北緯34度37分43秒	東経136度58分39秒
イ点	北緯34度40分47秒	東経137度03分47秒
ウ点	北緯34度43分31秒	東経137度12分21秒
エ点	北緯34度43分12秒	東経137度12分38秒
オ点	北緯34度40分25秒	東経137度03分55秒
カ点	北緯34度37分25秒	東経136度58分55秒

【錨泊自粛区域図】

